

平成 28 年第 4 回定例会

大野誠一郎による質疑応答全文（12 月 13 日）

大野誠一郎

通告に従いまして一般質問を行います。

1. 農業振興について、2. 新しい農業委員会制度について、3. 第 2 次ふるさと龍ヶ崎戦略プランについてをお伺いいたします。

まず、1 番目の農業振興についてでございます。

農業振興については、かねてより中山市長が、もうかる農業を目指す、そして、農業振興を目指すということをもって、道の駅の直売所等々を考えているわけでございますけれども、今、差し当たっての問題といたしまして、地方卸売市場の件についてあるわけでございます。この件につきまして、お尋ねをしたいと思えます。

昨日も金剛寺議員より詳しく質問をされ、詳しく答弁をいただいたわけでございますけれども、重ならないことを注意をいたしまして、質問をしたいと思えます。

まずはじめに、県南流通センターの株主総会の中で、経営計画が提出されております。現在、私の手元にありますのは平成 27 年度経営計画、それから、26 年度の経営計画でございます。内容としましては、龍ヶ崎地方卸売市場運営報告書、あるいは 27 年度、その年度の資金計画表というものが中身でございます。この経営計画につきまして、どのような形で作成なされ、そしてまた、どういう形で計画が実行し、そしてまた、どのような進捗状況であるかをお伺いしたいと思えます。

川村光男副市長

龍ヶ崎青果株式会社が作成しておりました再生計画、経営計画ということでございます。

これにつきましては、平成 26 年 3 月に龍ヶ崎青果株式会社の代表取締役から県南流通センター代表取締役社長の市長に対して債権放棄の依頼がありまして、その後、経営状況が悪化ということで、改めて発覚したわけでございますが、その後はその経営計画については確認してございます。ただ、その計画がどのように、これまで計画に基づいて実行されたかについては把握しておりません。ただ、その際に、東日本大震災の支援機構の支援を受けて経営計画を作成して、それで進めたいというような意向がございましたが、それ以降のことについては今のところ把握してございませんので、ご了承願います。

大野誠一郎

ちょっと言い忘れました。市長にお尋ねしたいと思えます。市長が、そういった株主総会、それから、取締役会、そういったものに出席しておると思えますもので、そういった意味で市長に答弁を願いたいと思えます。

この経営計画、なぜお尋ねになりますかといいますと、この経営計画にはこれからの地方卸売市場の経営が非常に新しい卸売市場になるように、そういった指針等々を示しております。ちょっと読んでみたいと思えますが、いわゆる茨城県南流通センターの特性といたしましては、第三セクターで法人であるということと前置きしながら、特性の 1 といたしましては、公設市場に比べて少ない自治体負担のもとで効率的

に事業を遂行することができる。それから、行政と民間が一致協力して個性を生かした市場経営ができる。三つ目には、変化に機敏に対応する弾力性と新しい流通に対応し得る創造性を備えております。四つ、業界が開設者の経営に参画しているだけに、開設者がいつも業界の意向に十分耳を貸し、業界と一体となって問題の解決に当たります。五つ目としては、プロパーが順調に育成されれば市場業務に精通した社員が市場経営運営に当たるようになるでしょうと、こういったことの特性を示しながら、私ども第三セクター市場は、卸売市場の転換のために行政と業界が協力し、知恵を出し合い、おのおのが責任を果たしていくことが、その鍵になると考え、このような中、当市場は地域の拠点市場として出荷者をはじめ、地域住民の生活に資する使命を果たし得る市場形態と自負しており、それぞれが積み重ねてきた実績と業界からの信頼を糧に、今後も市場機能の拡充強化に積極的に取り組み、生鮮食料品等の安定供給に努め、地域の拠点市場としての役割を一層高めていく所存であります。こういった内容、図らずも 26 年、27 年の経営計画がございますが、今、読み上げたことに関しては 26 年度も 27 年度も同じ内容でございます。一字一句同じでございます。

なぜこれを紹介したかといいますのは、こういった経営計画が出されているやさきに、昨日、報告がありましたが、卸売市場の廃止の許可が県知事より出ましたと、そういう内容でございますので、その市場の廃止の申請も当然何カ月か前に行われているわけでございます。こういった経営計画がなされている中で、そういった廃止の許可の決定というのが、実に腑に落ちないものですので、これを出したわけでございます。この経営計画について、市長はご存じなのでしょうか。

中山一生市長

私も 7 年目、代表取締役になってから 7 年目ということでもございます。昨日も金剛寺議員のご質問でも申し上げたとおり、26 年に龍ヶ崎青果株式会社の経営が大変危機的な状況に陥っているということが明らかになって以来、その後はまた別の形で 27 年の経営計画という話もありましたけれども、形態が変わったわけでもございますが、それ以前の株主総会は、取締役会に続けて毎年行われておまして、毎年私は代表取締役として出席をさせていただいております。ということでございますので、この経営計画に関しましては、私は毎年拝見をしておりますし、承知をしているところです。

大野誠一郎

当然株主総会に提出されたものですので承知のこととは思いますが、しかしながら、この経営計画に沿って何をしたのかということになると、いかがでしょう。何をなさったんでしょう、この計画、いわゆる 2 年間が出ております。

中山一生市長

この経営計画は、株主総会のときに出されるものでもございます。その際に、株主の皆さんに対して、まず先ほど大野議員が読み上げていただいた前段、私の手元にある 26 年のものと、五つの項目がございまして、これに関しては茨城県南流通センターの特性ということでございます。そして、次、最後に読み上げた部分は営業の概要というところございまして、そして、最後に、今後の市場運営についてというふうな項目 3 としてなっているところでございますけれども、これらは昨日も申し上げましたけれども、龍ヶ崎地方卸売市場が株式会社県南流通センターの開設のもと、龍ヶ崎青果株式会社の卸売業務運営によ

って成り立っていたというところがございますが、この株式会社県南流通センターと龍ヶ崎青果株式会社の信頼関係によって、これまで成り立ってきたということがございました。その信頼関係のもとで、龍ヶ崎地方卸売市場の運営に関しましては、その信頼のもとに龍ヶ崎青果株式会社が運営をしていたというのが現状であったというふうに認識をしているところでもございます。そんな中で、この経営計画に関しましては、平成 26 年の、私の手元にあるものは 26、27 は龍ヶ崎青果株式会社が債権の放棄などを訴えたときと同時期につくったものでもございます。これに関しましては、この文書の中からもにじみ出ておりますけれども、やはり今後は行政の力をかりないと、この市場が立ち行かなくなってしまうというような、行間にそのような表現がなされているような内容になっているのかなというふうに改めて認識をしたところでもございます。

ただし、やはりここに書いてあることは現状から今後の市場運営について、また特性など、これらをしっかりと認識して、やはり開設者としてもこの現状をしっかりと見きわめてこの市場の存続に向けた取り組みというものは、やはり求められていたとも思っております。そういう意味で、この龍ヶ崎地方卸売市場が今回廃止の許可をいただいたところではありますけれども、このような結果に、経緯になってしまったことについては誠に残念でならないというふうに思っております。

大野誠一郎

今、市長は平成 26 年の債権放棄について触れられましたが、今までのお話ですと、その龍ヶ崎青果市場からの債権放棄のお願いがあって、初めて内容がわかったというふうに答弁をしておるわけですが、それはどうでしょう、私の勘違いですか、そのように答弁をしているというふうに私は聞いておりますが。

中山一生市長

初めてというような表現を使ったかどうか、ちょっと私、記憶があいまいでございますけれども、明らかになった、やはり目の前にさらされたというんでしょうか、我々にも目の当たりにすることができたのは、そのときでありました。ただし、それまでもご承知のとおり、私が代表取締役就任する以前から経営に関しまして、龍ヶ崎地方卸売市場の運営に関しまして、経営の支援をしてきたわけでもございます。経営の支援をしてきたということは、やはり経営が従来のようにうまく回っていなかったということでもございますし、なおかつ私が就任してから最大のテナントであります、その卸売業の運営業者でありました龍ヶ崎青果株式会社のテナントの家賃が滞ってきたなどのことがありましたので、これに関しましては、やはりなかなか経営が大変なんだろうなというのはわかっておりました。

さらには、やはりこの経営計画の中の茨城県南流通センターの特性の中で、先ほど読み上げていただいた 4 にあります、業界が開設者の経営に参画しているだけに、開設者がいつも業界の意向に十分耳をかし、業界と一体となって問題の解決に当たることと書いてありますけれども、これに関しましては、やはり私も市長という立場もございまして、代表取締役としても市場の農産物をおさめている方々からの声、やはりかなり信頼を失いつつあるのではないかなというような、そういう危機的な意識というものは持っておりましたので、そのとき初めてわかったのは、その内容がつまびらかになったということでもございまして、それまでもこのままでいくと、今の現状は決して安泰な状態ではないなという認識はしていたということをつけ加えさせていただきます。

大野誠一郎

26年のときにその債権放棄については、過去何年間かのまとめが債権放棄していただきたいというような内容で出ておりますので、当然そこで全てがわかったかと思えますけれども、中山市長は先ほども話が出ましたが、来年の1月で満、丸7年間代表取締役をやっているわけでございます。今、手元にありますのが、平成21年度の12月31日現在の貸借対照表でございますけれども、当然これは取締役会、あるいは株主総会に諮られたものだと思います。この平成21年12月31日現在のときに未収金、この未収金が、つまり家賃だろうと思えます。これが698万、約700万でございますが、現在恐らく3,400万だろうと思えます。そして、短期貸付金、これが3,768万でございます。この貸付金は県南流通センターから龍ヶ崎青果に貸し付けているものでございます。これについても現在3,200万ぐらいあります。多少ちょっと誤差はあるかもしれませんが、おおよそ大体そんなものでございます。そして、短期貸付金に関しては、その債権放棄の中には約1億円ぐらいが動いているんですね。借りたり返したりということなわけなんですけれども、そういった形で1億円ぐらい動いていて、現在は3,200万ぐらいだと、それが平成21年から、その前からも行われていると思えますけれども、この時点でも未収金が約700万、短期貸付金が3,700万でございます。

私は、このとき、このときは就任したばかりだから、わからないといえばわからないかもしれませんが、昨日、金剛寺議員の質問の中で、農業政策課というか加藤部長、あるいは市長公室長は、市として把握していなかったというようなことが、給料の件とか委託料の件について把握していないというような答弁でございました。当然、市長は一人のわけじゃございませんね。市長は一人ですけれども、それをバックアップしている課、そしてまた、当時は公室はありませんでしょうけれども、それなりの事務局でバックアップしているわけでございます。

しかしながら、私は一番の原因は龍ヶ崎青果市場の役員が県南流通センターの従業員としてやっている。それらが全てこれを取り仕切っていたということが問題ではないかと思えますが、それではないんでしょうか、中山市長、お答えしていただきたいと思えます。

中山一生市長

ただいまのご指摘でございますけれども、先ほども最初に申し上げましたように、昭和49年開設以来、やはりこの龍ヶ崎地方卸売市場は開設者であります株式会社県南流通センターと、運営業者であります卸売業を行っている龍ヶ崎青果株式会社の相互の厚い信頼関係のもとに経営が行われてきたというふうに考えております。

私が最初に代表取締役に就任したときも、今、大野議員がおっしゃられたように龍ヶ崎青果株式会社の関係者が株式会社茨城県南流通センターの事務局を行っていたということでもございます。これが今どのような認識をしているかということだと思いますけれども、昨日も申し上げましたが、大量消費時代、まだ市場の経過率というんでしょうか、それが高かった頃には、それで運営がうまく回っていた時期もあったのだろうとは思いますが、やはり大きく流通の形態が変わっていく中で、これに関しましても見直すべき時期があったのではないかなと私自身は考えておりますし、その後、最終的には株式会社県南流通センターとして事務局は独自にお願いをしている、今現在は状況にあるということでもございますので、そのような形で運営すべきであったように私は考えております。

大野誠一郎

今は県南流通センターの中で従業員がいますし、そのような方向でやっていくべきであったというようなお話だったかと思います。

昨日の質問でもわかったことは、平成 27 年 8 月に解職したと、いわゆる従業員を解職したということで、この解職された方というのは、先ほど私がお話ししました龍ヶ崎青果市場の役員であったと、役員が県南流通センターの従業員であったということは間違いございませんね。

川村光男副市長

県南流通センターの事務員の解職につきましては、8 月に行われたわけでありますけれども、その前の従業員については青果の役員の方であったと思います。

大野誠一郎

わかりました。

決算書の中にも人件費は 180 万円ということで、15 万掛ける 12 カ月というようなことだろうと思います。それが今、市長が話したように県南流通センターの従業員は龍ヶ崎青果の役員であったということは、わかりました。

先ほど話しました、短期積立金なんです、これについても市長はご存じだったんでしょうか。つまり、かなり 100 万単位の金額が県南流通センターから青果市場のほうに貸してあげたり、それが返済されたり、時には 1,000 万、1,500 万の金額で動いております。短期貸付金です。ごめんなさい、私ちょっと間違えたかな。短期貸付金の金額がかなり絶えず動いております。そういったものについて、市長は了解していたのかお伺いしたいと思います。

中山一生市長

短期貸付金に関しましては、毎年決算報告を受けておりますので、その内容については承知しておりました。私の受けた説明では、やはりその当座の資金として一時借り上げて、また入金があった際には返金するというような内容で、そのように私が見てきた決算報告書の中では、その短期貸し付けが行われていたというふうに認識しております。

大野誠一郎

こういこと、いわゆる短期貸付金については、私は社長の決裁が必要だろうと思うんですが、そういった意味で決裁をしていましたかということなんです。決裁していない、あるいはしてはいただけで結構でございます。お願いします。

川村光男副市長

短期貸付金については、平成 15 年から行われてきたわけですが、その短期貸し付けに関しても、龍ヶ崎青果株式会社のほうの事務局を運営していたところから決裁等の手続もなく行われてきたというふうに思っております。

大野誠一郎

今の副市長の答弁ですと、社長としての決裁はしていなくて、事務局の中で行われていたというふうに解してよろしいんですね。はい、わかりました。

なぜこういう質問をするかといいますれば、恐らく今まで全てが全て、こうっては失礼ですが、めくら判であったんだろうということでもあります。

もう一つちょっとお尋ねしたいんですけれども、昨日、卸売市場の閉鎖が許可されたということでございますが、その前の時点でまず、買受人の承認を取り消す、それから、附属棟の売り場、現在は〇〇会社が1社ということでございますけれども、その附属棟での使用の承認を取り消す、あるいは建物等の周りにロープが張られたと、こういった一連の経緯もやはり中山市長が、そうするように指示をしたものでございますか。

中山一生市長

昨日の金剛寺議員のご質問の冒頭に私も申し上げましたけれども、そのときちょっと言い漏らしました。やはり私たちは地方自治法に関しましては、つまびらかに、なるべくするようにしているわけでございますけれども、会社法、卸売市場法などに関しては、やはり素人なわけでございます。この点に関しましてはデリケートな部分があるというふうに申し上げましたのは、弁護士と相談をしながらでないと、なかなか物事を前に進めることができないということでございます。

これらに関しましては、もう既に龍ヶ崎青果株式会社から卸売業の廃業の届けが出された時点で、もう既に市場としての体をなしていない、機能はしていない状況になったわけでございます。市場がないにもかかわらず、そこにテナントの方がいたり、買受人の方が買受人の方の業をすることが、全くできない状況になったはずでございました。そういう中で、やはり今後、土地も龍ヶ崎青果株式会社は第三者に譲渡してしまいました。ということは、県南流通センターとしては、今までは卸売業者の土地を借りていたわけですが、今はもうそうではなくて、第三者から上の建屋を置かせていただいているというような状況になってしまったわけでもございます。そういう意味で、その土地の所有者からは、やはり立ち退きを迫られているという状況でもございますので、一刻も早くそのような複雑な状況を解消しなければならないということで、弁護士さんとも相談しながら進めてきたことでございます。

大野誠一郎

市長、素人だからという言葉は控えていただきたいと思います。社長になった途端、プロですから、わからなければ、これは勉強するしかないんです。

それと、土地が第三者の手に移ってしまったからというようなことが昨日も言われております。立ち退きを迫られておりますとは、今おっしゃいました。建物が県南流通センターとして建っている以上は、借地権のほうが大きいんです。買った方は借地権つきで買ったものですから、ある意味、2分の1、3分の1の価格で買い求めることができるわけです。あの建物を壊せといっても、はっきり言って壊す必要もありませんし、立ち退けといっても立ち退く必要はないだろうと私は思います。その際には、相手が法的手段に訴えるでしょうが、借地権は強いものです。そう考えておりますし、それが私は正しいだろうと思います。

そこで、なぜそういう話をするかといいますのは、冒頭申し上げましたとおり、市長はもうかる農業、農業振興を一生懸命やりたいと、こういったお話をしておるわけでございます。その中で、私は予算決算にどこに畑作振興の予算がついているんですかと、こういう話をしております。ある意味、唯一のこの地方卸売市

場の経営というものが、唯一の畑作振興だったわけでございます。予算書には表れておりませんから、私はどこに表れているんですかというような言い方をしましたが、この影響についても前回の9月議会についてはお聞きしましたけれども、土浦や柏の市場のほう、あるいは農協のほうにお願いしているものですから、農家の生産者は困っていないと思いますというようなお話、困っていませんとは言いませんが、それなりに対応できていると思いますというようなお話でした。

農家の皆さんは、今、出荷するものが出荷をしなければゼロか廃棄しなくちゃなりません。つまり竜ヶ崎の市場に持っていけなければ、どこかへ持って行かなければ、安くても何でも構わないから持っていかなければしょうがないんですよ、もう。その市場の閉鎖とか、そういう閉鎖の問題がわかっているなら、これはもう1年前、半年前に作付計画を断念するわけです。もうできちゃっているんだから、もうしょうがないんですよ。その中でやっていかななくちゃなんないということが一つ。

それから、今後の影響については既に出ております。来年は種をまけないと、こういうことなんです。今年はしょうがないから、あちこち持っていったけれども、来年からはそういうことはできないから、もうまかない。市場がどうなるか1年、2年様子を見て、それからまきましょと、こういう問題が出ているわけです。

そして、その人たちはもう私はやらないんじゃないかと思って考えています。今の見通しでは、もう閉鎖ということになりますから。そこでお願ひしたいことは、あるいはどうしてやらなかったんだろうと思うことは、この龍ヶ崎青果が思わしくなかったときに、なぜ次の手を考えなかったのかと、考えた次の手は閉鎖の方向性、県南流通センターの解散という、あるいは閉鎖という、こういう手を考えた。

それと並行して、道の駅の直売所が農業振興に役立つと市長は言っていました。昨日はさらに、私の聞き間違いかどうかわかりませんが、道の駅の直売所の前に何か直売所ができると思いますとかというようなお話もしたと思います。私の耳の聞き間違いじゃないと思いますね。何か、もう一つ直売所をつくりたいような話がされていました。これは議員諸氏の皆さん方から、直売所の設置の要望書があるからだろうと思います。

市場があって直売所なんです。市場がなくなって直売所、あり得ないです。それでなくても、私は以前から直売所ができたならどうするんですか、どうやって生産者が持っていくんですか、あるいは生産者を増やさなくちゃしょうがないでしょうと、でなければ龍ヶ崎の農業発展じゃなくて、結局は全国の農業発展というような意味合いを込めた、全国各地から集めるようになるわけですよ。

大体、例えばキャベツ、白菜、大根、1反歩つくりましたら、1人の人がつくただけでもなかなか大変ですよ、直売所でそれをさばくということは。ですから、今、生産者少ししか残っておりません、はっきり言っています。その生産者がつくるものを直売所でさばくなんて、まずできないわけです。ですから、市場があって、それが中心になって、そして、直売所があるもんなんですよ、そういう言い方をしているんです。

この件について最後にお尋ねしたいですが、何らかの形で、こういう形とはいいません。後の議員の方は言うかもしれませんが、何らかの形で、この市場の形態を残すことができないだろうか。何らかの形というのをいいますれば、まだ県南流通センターは解散をしておりません。市場の廃止は決まりましたが、解散は決まっておられません。県南流通センターが直接やることも考えられるでしょうし、あるいは指定管理者制度に基づいて指定することもできるかと思ひます。答弁をお願いします。

中山一生市長

昨日の金剛寺議員の答弁冒頭にも申し上げましたけれども、流通の形態が大きく変わってしまった。

当時大量消費の時代、大変市場が繁栄していた時代があったんであろうと私も思います。そのときには、やはり時代の要請をしっかり捉えて歴史的使命を果たしてきたものだと思います。しかし、現在このような形の市場の存続というのは、他の市場を見ても大変厳しい状況になっているわけでもございます。同様の形態で、同様の規模でこの市場を存続することは、私は大野議員と意見が食い違うかもしれませんが、現実的ではないというふうに思っているところでもございます。

直売所に関しましては、私も昨日議会のこの演壇のマイクを通してお話をさせていただきましたので、それに関しましては、大野議員の聞き間違いではございません。

これに関しましては、議員の方々からも要望がありました。それ以前から、やはりこの市場がなくなった後をどうするかというのは、もちろん考えたわけでもございますが、なかなか妙案が浮かばない。ただ、それでも市場の存続等もやはり小規模の市場等は、また荷受けをする場所を確保すること等々も、買受人組合のほうからもお話がございましたし、そのようなこともその研究材料としては今も頭の中にあるところではございますが、なかなか現実的な対応ができるような、そのような発想に至っていない、そういうこともありまして、やはり今、道の駅には直売所があるわけでもございます。

直売所を運営するに当たっても、以前の大野議員のご質問にもございましたが、今からばたばた始めても間に合わないんじゃないかというようなご心配をいただいたこともございました。確かに、これは農産品、特にヒット商品を生み出すには、私は一朝一夕にはいかない、1年、2年でできることではないと思っております。私は、これに関しましてやはり直売所を運営するに当たっては、前倒しをして直売所の機能をそのまま道の駅にも生かせるような直売所をつくっていくべきではないかということで、今、場所等、どのような形態にするか等、検討しているところでもございます。昨日の答弁でも申し上げましたように、これが市場の機能を補完するものだとも私も大野議員同様思っておりません。しかし、少しでも生産者のその生産物の流通のためになれば、そのような場所になればいいなというふうに考えているところでもございます。

直売所に関しましては、直売所ということで、私は市場を経由していないものが荷が集まる場所なんだろうかなというふうには思っていたんですが、その点に関してはちょっと大野議員と意見が食い違っているようでございます。直売所などができて、そこでやはり野菜が流通するようになったので市場経営率が落ちてしまった。そしてまた、直接大型ショッピングセンターなどが農場から買いつけたり、自分で農場を経営したりと、そういう状況になって市場を経由しなくなったがために市場がやはり機能が衰退してきてしまったということだと認識をしております。そういう意味で、直売の機能は消費者にとっても安い価格で、しかも、新鮮なものが手に入るということで、魅力的なことでもございますので、その直売の魅力もやはりこれからの龍ヶ崎市の農産品を売り出していくときには、消費者に訴える魅力の一つになるんじゃないかなとも思っております。

いずれにいたしましても、この市場機能が失われてしまった。これから大野議員がおっしゃるように、もうかる農業も含めて農業振興の施策を様々打ち出していかなければならない、そういう時期にこの市場がなくなってしまうことは、本当に私にとっても残念でなりません。

さらには、市場の存続もできないか、もちろん当初、検討したところでもございますが、その過程においては昨日も答弁の中で申し上げましたけれども、運業者、卸売業をしておりました龍ヶ崎青果株式会社が最大のテナントでありまして、最大の家賃を納めていたところから家賃が入らなくなってしまうということでございますので、それに引きずられて株式会社県南流通センターの倒産さえも危ぶまれた時

期があったわけでもございます。現在もその状況は続いているというふうに認識していただきたいというふうに思っておりますが、そのような出資者や関係者に最悪の事態は招いてはならないということで、ここまで対応してきたところをご理解いただきたいと思います。

大野誠一郎

今の話、私が勘違いしてとっているかどうか分かりませんが、市場を経由したものが直売所に行くというような意味で私は言ったつもりはありません。市場があって、そして、直売所があるということが大事なことなんですよということは、量的な問題で、農家のほうで何かをつくる場合に、直売所だけじゃ、さばき切れませんよという意味で、市場にまずは出荷をして、そして、残り物とは言いませんけれども、これは直売所の分ですよという形で残して、その残りは市場にやるとか、それは生産者の皆さんの考えでしょうけれども、そういう意味で量をつくる、つまりもうかる農業をするためには、やはり量をつくるしかないんですよ、やはり。1アール、2アール、いわゆる昔からの家庭菜園的なところでやって、もうかるわけないんですから、それはやはり量的に数を増やしてやんなくちゃならない。そこには、直売所だけでは間に合うわけじゃないですよと、そういう意味で市場があって、そして、直売所があるものですよ、そういう意味で言いました。経由をしなければならないという意味ではございません。

それから、昨日の金剛寺議員の例を挙げて、時代にそぐわない市場ですみたいなことをお話しましたが、そのために私は冒頭、経営計画、新しい地方卸売市場にしましょうよという経営計画があったんじゃないんですかということでお話したわけです。ですから、時代にそぐわないとか、そういうことでは私はないだろうと思います。やはり今現在やっているところもありますし、それはそれなりにいろいろやり方を変えて運営されていると思います。

通告してありますので、ちょっとお聞きしたいと思います。

こういった一連の責任について、市長は取締役社長としてどのように認識しているかお尋ねしたいと思います。

中山一生市長

竜ヶ崎地方卸売市場における卸売業の経営状況を知ったきっかけが、平成 26 年であったことは先ほど申し上げたとおりでございますが、このときの私が考えたことは、龍ヶ崎青果株式会社に対して経営支援をすることで、消費者の皆様には新鮮で安全な青果物の安全供給を使命とする公共性を維持することができる。竜ヶ崎地方卸売市場の継続を優先して経営判断を行い、協議を行ってきたところであることは、先ほど来、何度か申し上げてきたところでもございます。

しかし、協議を重ねるごとに龍ヶ崎青果株式会社の状況が非常に悪いことが明らかになってきたことも先ほど来申し上げました。そんな中で、株式会社県南流通センターが引きずられていくことは避けなければならないということで、竜ヶ崎地方卸売市場の継続が困難であるという判断に至ったことを改めてちょっとおさらいをさせていただきました。

私もこの龍ヶ崎青果株式会社と株式会社県南流通センターの信頼関係で、この昭和 49 年からこの竜ヶ崎地方卸売市場は運営されてきたということを再三申し上げてきたところでもございますが、その信頼関係、さらには私自身もその経営、龍ヶ崎青果株式会社を経営をしていた方々に対しては信頼をしていた立場でもございました。しかし、大変残念なことに、私が代表取締役社長に就任した時

点で相談をしていただければ、もっと違うことが展開ができたのではないかな、また、新しい前向きな視点で次の時代に向けての取り組みができたのではないかなと、それを思うと本当に非常に残念でなりません。

結果として、竜ヶ崎地方卸売市場を廃止することになってしまいました。市場関係者の皆様には、本当にご迷惑をかけておりますし、市民の皆様にも大変ご心配をいただいているところでもございます。この点については、おわびを申し上げなければならないと考えております。

大野誠一郎

市長、私がお尋ねしているのは、先ほども指摘したように、7年間、7回の株主総会等を経て決算書があるわけです。今、市長が話のあったように、相談されていれば何とかあったのではないんです。むしろ県南流通センターの社長として、決算書を見て、これは何ですかと指摘する必要があるだろうと思います。

この県南流通センターの卸売市場の閉鎖、それから、県南流通センターの解散ということを検討し始めた、そうですね、1年前でしょうかね、そういった時期にこういうことも書かれておりました。会社法で、何条かちょっと忘れちゃったけれども、取締役と監査役の、いわゆる役員の実任事項、責任がないということで、この場合はもう完全に金銭的な責任だろうと思います。免責事項が、全株主の総意を得れば免責事項が適用できる。このようにしましょうというような内容のものがああります。この免責事項について、株主総会で成立したのか、あるいは今後、成立する、市長として、いわゆる社長としての腹づもりなのかをお尋ねしたいと思います。

中山一生市長

本年12月15日付けで竜ヶ崎地方卸売市場が廃止となります。その後は私が清算人として、株式会社県南流通センターの清算人として清算をしていかなければならないという段階に入っていかなくてもございます。その経緯で、また取締役会、株主総会などが行われることとなるわけでもございますので、その中で取締役会、株主総会などに諮っていくこととなると思います。

大野誠一郎

免責事項を諮っていくというような内容だと思います。ひとつ役員の方には、その責任を十二分に考えていただきたいというふうに考えております。

続きまして、新しい農業委員会制度についてお伺いいたします。

新しい農業委員会、農業委員の構成メンバーとしては、来年の4月から今までの公選制から市長の選任制と議会の議決と、承認議決というようなことで農業委員は決まるわけですが、仕事の内容といたしまして、農地等の利用の最適化の推進と、これが一番の大きな柱になると、これまでは総会でもって、3条、4条、5条等の許認可、これが必須業務というか必ずしなければならない業務ということになりましたけれども、この農業委員会等に関する法律では、農地等の利用の最適化の推進、これが必ずしなければならない業務ということになってきました。今までは任意でやるということになっていました。

この内容として、今、担い手への農地利用の集積、集約化、それから、遊休農地の発生防止、解消、それから、3番目に新規参入の促進と、こういったことがうたわれておりますけれども、これを具体的にどの

ようにやっていくのかをお尋ねしたいと思います。

加藤勉市民生活部長

新しい農業委員の役割についてであります。農業委員会等に関する法律の一部改正が平成 28 年 4 月 1 日に施行されたところです。この法律改正の主なポイントは、農業委員の事務の重点化であります。ただいま大野議員からもお話がありましたとおり、このポイントの大きなものは農地等の利用の最適化の推進が最も重要な事務であることを明確にしたもので、具体的に申し上げますと、農業委員会は従来の農地法に基づく許認可だけでなく、担い手への農地集積、耕作放棄地の発生防止などに積極的に取り組むことが位置づけられたところでもあります。

また、担い手への農地利用の集積の推進、耕作放棄地の発生防止、解消に向けた農地パトロールや農地所有者への働きかけを行うことを主な役割といたしました農地利用最適化推進員を新たに設置することとなりました。

農地利用最適化推進員は、農業委員と密接に連携し、活動することとなり、この活動を行う上で農地中間管理機構と積極的に連携していくこととなります。

本市の農業委員につきましては、平成 29 年 7 月 19 日までが任期となっておりますので、新たな制度による適用は同年 7 月 20 日からとなりますが、新たな制度による農業委員の役割につきましては、担い手への農地利用集積、遊休農地の解消に関して農地利用最適化推進員と連携しながら、これまで以上に農地集積などを行っていくこととなりますことから、既に農業委員会でも検討を始めたところです。

いずれにいたしましても、本市の農業委員の具体的な役割につきましては、各市町村の状況も踏まえながら、農業委員会におきまして協議し、決定していくこととなります。

大野誠一郎

この内容の具体化については、私はもう何回も言うております。しかしながら、いつも同じような形での答弁でございます。

制度そのものが来年 7 月ということが、私はちょっとこの頃疑問に思っております。公選制から選任制ということは、今の農業委員が任期満了になってからということ、もちろん間違いございませんが、農業委員会等に関する法律、改正があったのは 4 月なわけですから、今年の 4 月なわけですから、内容そのものは本来ですと、そういう方向に向かっていく必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

加藤勉市民生活部長

先ほども若干お答えいたしました。大野議員からもご指摘がありましたとおり、農業委員会等に関する法律の一部改正が平成 28 年 4 月 1 日に施行されたところでもあります。

本市の農業委員会につきましては、繰り返しとなりますけれども、平成 29 年 7 月 19 日までが任期となっておりますので、新たな制度による適用は同年 7 月 20 日からとなりますが、具体的な新しい制度による農業委員の役割につきましては、担い手への農地利用集積、遊休農地の解消に関して農地利用最適化推進員と連携しながら、これまで以上に農地集積などを行っていくこととなりますことから、既に農業委員会でも検討を始めたところです。

この具体的な検討の内容につきましては、農地利用最適化推進員が申請されたことに伴いまして、これらの委員の皆様にも月何回程度会議を開いていただいて協議をしていくのか、それから、具体的に農業委員と連携をとるといってごさいますけれども、どのような形で業務を遂行してもらおうのか、その具体的な中身について法も施行されておりますことから、農業委員会の場で検討する必要があると、そのように認識しております。

大野誠一郎

私は、新しい農業委員会制度は4月から出発したものだと思ひます。

それで、公選制を選任制にするということは、来年の7月だといふふうに認識しておるわけでごさいますけれども、来年の7月の選任に向けて、かなり前から、3カ月、4カ月前から動かなくちゃなんないということになりますと、やはり推薦をするのにも、あるいは公募をするのにも、農業委員、最適化推進員の仕事の内容がある程度はつきりしていないと、推薦しようにも、公募しようにもできないだろといふ、そういう考えで質問をしたわけでごさいます。今までの月1回の総会出席で事が足りるとは思ひませんし、それで農地の最適化推進ができるは思ひていません。そういう意味で質問をしたわけでごさいます。

続きまして、農業委員会の職員の併任に対する質問をしたいと思ひます。

農業委員会等に関する法律では、第26条に、職員につきまして農業委員会に職員を置く。そして、二つ目には、職員の定数は条例で定める。3については、職員は農業委員会が任免するということになっております。

農業委員会会長にお尋ねしたいと思ひます。

現在、農業委員会で職員を任免しているかどうかをお尋ねしたいと思ひます。

岩井隆農業委員会会長

農業委員会名で辞令を交付しております。

大野誠一郎

ただいま農業委員会名で辞令を交付しておりますといふことでごさいます、会長は辞令を交付してはいますか、農業委員会の代表として。

岩井隆農業委員会会長

農業委員会の職員の任免の手續にかかわる農業委員会会長と市長部局との事前協議、その他の手續についてであります、私が会長になった平成23年には、既に農業委員会の事務局職員の任免は事務局より口頭で報告を受けておりました。

大野誠一郎

ただいまの会長のお話では、事務局により口頭で受けておりましたといふことでごさいます。

この第26条につきましては、農業委員会が任命するということになっております。といふことは、農業委員会では任命をしていないと、そんなふうにごさいます。少なくとも農業委員会がといふことであるならば、農業委員会の総会の席上でそういう任免に関する話があつてもいいわけなわけでごさいますけれども、

一度も聞いたことございません。

それで、このことにつきましては、6年前からこういう形になっております。それまでは農業委員会の事務局というものは、専任でなっております。現在は農業委員会の名前と、それから、市長名で農業政策課の職員の皆さんが6人併任となっております。6年前までは専任体制をとっていた。今は併任であると。これが農業委員会で大変問題になりました。それで、いろいろ調べたところ、県内では6市町村しか併任はない。龍ヶ崎、守谷、東海村、あと三つはちょっと等にしていただきたいんですが、6市町村であることは間違いないと。

それで、この経緯についてお尋ねをいたします。

6年前までは農業委員会事務局として専任になっていた。6年前から併任体制がなった。このいきさつ、経緯についてお尋ねしたいと思います。

直井幸男総務部長

平成23年4月に当市の組織機構の大幅な見直しを行ったわけでございます。そのとき、事務事業の効率的な執行ということを目指しまして、農業委員会におきましても専任から併任になったということでございます。

大野誠一郎

先ほどの第26条の件なんですけど、この26条の第5項には、「農業委員会は、専任の職員の配置及び行政その他の措置を講じ」、ここで切れています。講じた上で、その事務に従事するために必要な知識及び経験を有する職員の確保及び資質の向上を図るように努めなければならない。「農業委員会は」です。「この場合において、市町村長は、農業委員会に対し、必要な協力をするように努めなければならない」と書かれております。はっきり条文として書かれている内容でございます。

これにつきまして、中山市長にお尋ねしたいと思います。

農業委員会から農業委員会設置の見直しに関する要望書というものが、平成28年11月29日に農業委員会会長名で農業委員会の総意で、これから農業委員会の職員を専任体制にしたいというのが、農業委員会総意で、会長名で要望書が出ております。この件につきまして、市長のご意見をお伺いしたいと思います。

直井幸男総務部長

発言の訂正でございます。

先ほど平成23年4月に機構改革があったというふうに申し上げましたけれども、東日本大震災によりまして1カ月ずれまして5月ということになっております。

中山一生市長

本日は、龍ヶ崎市農業委員会の岩井会長にもこの議場にお越しをいただきました。お忙しい中、本当に光栄に存じております。ありがとうございます。

先日も、今、大野議員のお話のあったとおり農業委員会の全会一致で採択されたという要望書を岩井会長以下、農業委員の方々のご同席いただいた中で受け取ったところでもございます。

今、議員ご指摘の農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項においては、その 5 項に、まず最初に、「農業委員会は」と書いてあります。「専任の職員の配置及び養成その他の措置を講じ、その事務に従事するために必要な知識及び経験を有する職員の確保及び資質の向上を図るように努めなければならない」という一文でございます。「農業委員会は」、語尾は「努めなければならない」という語尾になっているわけでもございます。

そういうことで、「農業委員会は、専任の職員の配置及び養成その他の措置を講じ」と書いてあるところでもございますので、また、これに関しましては、今回この農業委員会制度が改正される際においても、専任の職員を置くことがふさわしい、望ましいというような、国のほうからもそういう内容の通知があったというふうに、今、通知だったかどうかちょっと正確に覚えていないんですけども、そのような話があったということでもございます。

ということで、この要望書に関しましては、当然のことながら、今日もお越しいただいている農業委員会の岩井会長はじめ、農業委員の皆さん、日頃から農業委員の皆様には龍ヶ崎市の農業政策、農業振興に大変お力をいただいているわけでもございます。そういう意味においても、重く受けとめているところでもございます。

しかし、先ほど直井総務部長の答弁にもございましたけれども、この農業委員会を併任とした経緯におきましては、やはりどうしても農業委員会のスタッフは限られる、専任スタッフは限られてしまうわけでもございます。現在は併任職員が協力しながら、この農業委員会の事務においてもスケールメリットを生かしながら仕事ができるということで、以前よりも、その併任にする際に農業委員会の皆様にも申し上げたところでもございますが、以前よりもパワーアップしますよと、市としては力を入れてやれる体制をつくってまいりますということをお約束したところでもございますし、現在もそのような形で農業政策課の職員が、併任の職員が何かあれば総力を挙げてご協力を、お手伝いをする状況にあるというふうに認識をしているところでもございます。ということは、やはり専任の弊害も出てきてしまうのではないかとのおそれは、私はやはり払拭することはできていないというふうに感じているところでもございます。

しかし、その中でもやはりこの要望書の意を受けて、市としてはどのようにしていくべきかは真剣に研究をしていかなければならないというふうに考えておりますので、限られた龍ヶ崎市の職員のスタッフでございます。また、職員数は今は減少は少しずつにはなってはきておりますけれども、一時のように大幅人員削減というような形ではございませんが、それにしても減っていく中で仕事は増えていく、これは大野議員もご承知のことと思います。その中で、いかに人材を確保していくかが大きなテーマ、これはこの農業委員会の制度だけにとどまらず、龍ヶ崎市役所全体での大きなテーマでもございますので、これを乗り越えていくのは大変な労力の必要なことでもございます。そういうことを乗り越えていけるかどうか、先ほど申し上げましたように、農業委員会、岩井会長からいただきましたこの要望書に関しましては、大変重く受けとめながら、今後どのようにしていくかを考えてまいりたいと考えております。

大野誠一郎

私は、この問題、初めて取り上げるわけですが、それまでも、わからなかったわけではないんですが、やはり先ほどから話が出ていますとおり、新しい農業委員会制度というものが今回議案に出されておりますが、農業委員の選任制、それから、最適化推進委員という形で、10名、11名が定数として出ておりますけれども、本来、最適化推進員というのは100ヘクタールに1人というものが上限としてなっているわけです。

ですから、11名というのは非常に少ない人数なんです。これが一つ。

それから、今の農業政策課を見ますと、正直言いまして、先ほど市長が言いましたようなスケールアップ、スケールメリット、パワーアップという形に必ずしもなっていない。なぜかといいますれば、かなりの仕事量がございます。つまり、農業政策課としての予算の中でいえば、大きく生産調整の仕事、それから、新しい新規需要米のかかわり、こういったもので正直言って私は手いっぱいであろうと思います。そのほか、土地改良区としての対応、それから、その他いろいろな仕事がございます。ですから、現在の兼任の農業委員会の事務局といいますのは、やはり総会に向けた準備、あるいは総会の……

寺田寿夫議長

時間になりましたので、以上で大野誠一郎議員の質問を終わります。

【注意事項】

ここに記載した龍ヶ崎市議会定例会における答弁内容は、掲載に向けて一部体裁等を調整しておりますが、答弁内容については公式に発表された議事録と照合した上で、忠実に再現しております。